

行政書士は、許認可・登録等の申請、遺言・遺産分割協議等の相続関連、いろいろな契約・届出などの相談から書類作成までサポートします。



行政書士の業務の一例

保存版

遺言書・相続に関する書類

遺言書作成の支援、遺産分割協議書※、財産目録、相続人関係説明図、遺留分減殺請求、金融機関等への相続手続等（登記を除く。）

※遺産分割協議書：遺産の調査と相続人の確定後に、相続人間で行われた遺産分割協議（話し合い等）で取り決めた内容を書面にしたもの。

○権利義務に関する書類

遺産分割協議書、各種契約書（贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇傭、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解）、念書、示談書、協議書、内容証明、告訴状、告発状、嘆願書、請願書、陳情書、上申書、始末書、定款等

○自動車に関する書類

自動車登録申請、車庫証明、ナンバー出張封印対応等



○外国人の在留のサポートに関する書類

外国人の在留等許可、永住許可、帰化許可、パスポート等

○土地の利用に関する書類

農地転用・売買・相続、森林所有者届、開発行為許可、里道・水路の用途廃止・払下、官民境界確定申請手続（登記を除く。）

○交通事故に関する書類

自賠責保険請求手続

○ビジネスのための許認可等手続に関する書類

建設業、運送業、宅建業、解体工事業、廃棄物処理業（一般・産業）、レンタカー営業、旅行業、旅館業、住宅宿泊事業、風俗営業、飲食店営業、深夜酒類提供飲食店、酒類販売業、古物営業、医療機器製造・販売業、化粧品製造・販売業、障害福祉サービス事業、サービス付高齢者向け住宅の登録申請、障害者支援施設、相談支援事業等

○法人設立に関する書類

株式会社、合同会社、NPO法人、社団法人（一般・公益）、財団法人（一般・公益）、医療法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、有限責任事業組合（L.P.）、マンション管理組合法人、事業協同組合等（登記を除く。）

○知的資産の活用に関する書類

著作権登録申請、知的財産ライセンス契約書、地域資源・知的資産を活用した事業計画書・補助金申請、BCP/BCM策定、事業承継・事業引継ぎ、知的資産経営報告書、特定農林水産物等登録申請（地理的表示保護制度）等

○事実証明に関する書類

実地調査に基づく各種図面類（位置図、案内図、現況測量図等）、各種議事録、会計帳簿、財務諸表、履歴書、申述書等

特定行政書士 行政書士の中で、一定の研修を修了した行政書士で、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求など行政庁に対する不服申立て手続についての代理、及びその手続について官公署に提出する書類の作成を業することができます。 業務：審査請求書の作成、営業停止・許認可等の取消の対応、申請拒否の対応

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

行政書士法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

（業務）

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対する行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事務に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成する官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応じること。

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

